

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金支給事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第六十三号

中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金支給事務取扱規則の一部を改正する規則
中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金支給事務取扱規則（平成二十年秋田県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号中「届出」を「通知」に改め、同号を同条第十一号とする。

別表中第三十七号を第三十九号とし、第三十六号を第三十八号とし、第三十五号を第三十七号とし、第三十四号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十六 生活保護法第八十一条の三の規定により、支援給付を廃止される者に対し情報提供等を行うこと。

別表中第三十三号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 生活保護法第七十七条の二第一項の規定により、返還すべき費用の額を徴収すること。

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。